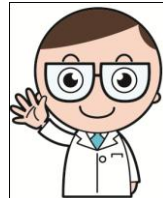


医業トピックスQA

平成 26 年
2 月 21 日
第 30 号



今月の院長先生からの質問



Q 窓口負担金で長期間回収の見込みのないものは貸倒損失で計上したいと思いますが何か注意点はありますか？

A 外来の窓口未収金を貸倒処理する場合、何年も放置した後、あるとき一気に貸倒処理するということは、利益操作と捉ええられる危険性があるので大変危険です。
税務上適正に貸倒処理しようとする場合は、医療機関側の回収努力が見受けられなければ、全額回収不能であるという事実が判断できません。そのため、まずは、連絡した記録、督促した記録を残し、回収努力を行ったうえで判断してください。
医療債権の消滅時効が 3 年であるということも、貸倒処理をする際の合理的な判断材料の一つにもなります。税務上適正な処理を行う上でも、貸倒処理は每期継続して処理することをお勧めします。

今月の時事ニュース

中小病院と診療所の「主治医機能」を評価

～厚生労働省～

厚生労働省は、1月29日の中医協総会で、「主治医機能の評価（その1）」と「同（その2）」を示した。

「その1」は中小病院と診療所が対象で、複数の慢性疾患を有する患者に対し「継続的かつ全人的な医療」を行う役割を評価し、外来再診時の「地域包括診療料」を新設する。

「その2」は診療所が対象で、「複数の慢性疾患を有する患者に対し、服薬管理や健康管理等を行うことについての評価」として、「地域包括診療加算」を新設する。